

政令市の調整等について

1. 第7回線引き見直しについて

(県と政令市の調整について)

- 第7回線引き見直しの取組を開始した時点では区域区分の決定権限は県であったことから、県は、政令市を他の市町と同様に調整を開始した。
- その後、平成24年の法改正に伴い区域区分の決定権限が政令市に移譲されことから、それぞれの政令市が検討を進めた。
- 県は、「第7回線引き見直しに向けた検討会 提言」や「第7回線引き見直しにおける基本的基準」を各政令市に提示するなど、情報共有を図りながら取組を進めた。

(政令市の保留区域の設定・編入状況)

横浜市：保留区域を明確に設定した運用はしておらず、市マス等に沿った計画でフレームの配分等を実施しており、計画的な市街地整備の見通しが立った時点で編入を行っている。

川崎市：保留区域を設定していない。

相模原市：都市計画区域マスタープランに保留区域を示し、計画的な市街地整備の見通しが立った時点で編入を行っているが、一部では、編入に向けた調整に時間を要している。

2. 第8回線引き見直しに向けた調整について

- 県の呼びかけで、各政令市も賛同し、第8回線引き見直しに向けて、令和3年度に定期的に連絡調整会議を開催している。

これまで、2回開催し、災害ハザードエリアの土地利用規制や保留区域設定の考え方など意見交換や情報共有を行っている。

各政令市では、庁内調整や委託業務の発注など、検討を開始したところ。